

枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

枚方京田辺環境施設組合

監査委員 分林 義一

監査委員 高野 寿陞

1. 監査の対象

(1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

(2) 対象事務

平成30年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査実施日

平成30年12月27日（木）

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

現在進められている環境影響評価において、方法書に対する知事意見については、適切に対応するとともに、施設整備・運営事業者選定に向けた事務事業を円滑に進めることにより、引き続き慎重かつ適正な事務執行に取り組まれるよう要望する。

なお、一部に留意を要する事項が見受けられたため、以下に意見を述べる。

【意見・要望事項】

○時間外勤務等命令簿の様式について

組合職員の時間外勤務等命令簿において、休憩時間の記載欄のない様式が一部に見受けられたため、時間外勤務が適正に把握できるよう見直しを要望する。